

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度佐呂間町一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 62,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 912,520 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和7年度 予算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民 生 費	社会福祉費	348,488	97,482	53,675		53,065	144,266	18,913
	老人福祉費	54,875		290		24,172	30,413	3,986
	児童福祉費	174,045	67,351	8,994	16,300	14,641	66,759	8,752
	小 計	577,408	164,833	62,959	16,300	91,878	241,438	31,651
衛 生 費	保健衛生費	335,112	3,507	2,540	21,100	76,474	231,491	30,348
合 計		912,520	168,340	65,499	37,400	168,352	472,929	61,999

※経費区分については、令和7年度当初予算の予算科目(款、項)で分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。